

# 統合型リゾート(IR: Integrated Resort) ～ゲーミング(カジノ)運営事業者が最低限 準拠すべき内部統制の基準(MICS)～

2015年5月

有限責任監査法人トーマツ パートナー  
IRビジネス・リサーチグループ リーダー  
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

## I. はじめに

ゲーミング(カジノ)産業においては、継続的成長のために社会的信頼が不可欠であり、ゲーミング(カジノ)産業の透明性を維持するため、ゲーミング(カジノ)に係る厳格な法規制を整備し、規制当局による監視・管理が行われるのが一般的です。その中でも、他の産業では見られない特徴的な法規制のひとつとして、ゲーミング(カジノ)運営事業者の業務プロセスに係る内部統制に対する規制があります。ゲーミング(カジノ)運営事業者が、マネーロンダリングなどの対策を適切に行うことに加え、ゲーミング(カジノ)税の算定や適正な財務報告を行う観点からも内部統制が重要視されているためです。本稿では、一例として米国ネバダ州のゲーミング(カジノ)運営事業者に求められている『最低限準拠すべき内部統制の基準(Minimum Internal Control Standards: MICS)』をご紹介します。

日本では、特定の産業の内部統制について詳細に規定するような法規制はこれまで例がありません。日本における法規制の整備においては、『最低限準拠すべき内部統制の基準(MICS)』は重要な論点のひとつになることが想定されます。

## II. ネバダ州でゲーミング(カジノ)運営事業者が最低限準拠すべき内部統制の基準

ネバダ州規則 6.090 では、ゲーミング(カジノ)運営事業者に対して、ゲーミング(カジノ)税とライセンス手数料の金額の決定および財務上の業務についての有効な内部統制の実施のため管理上および会計上の手続きの構築が求められています。この手続きは、下記の目的を合理的に保証するために整備される必要があります。

- ・資産が保全されている。
- ・財務記録が正確で信頼できる。
- ・各取引が経営者による一般または特定の承認に基づき実施される。
- ・各取引が、ゲーミング(カジノ)収益およびゲーミング(カジノ)税とライセンス手数料の適切な報告を可能にし、かつ資産に対する報告責任を維持するため正確に記録される。
- ・資産へのアクセスが経営者の特定の承認に基づく場合にのみ可能である。
- ・記録された資産に対する報告責任が合理的な間隔で実際の資産と照合され、不一致については適切な対応がとられる。
- ・役割、義務および報告責任は適切に分掌され、適任かつ資格のあるものにより健全な慣行に基づき実施される。

上記の規則を受けて、ネバダ州ゲーミングコントロールボードは、ゲーミング(カジノ)運営事業者が最低限準拠すべき内部統制の基準である MICS を設定しました(現在、2014 年 10 月に発効された Version 7 が適用されています)。

ネバダ州では、すべてのゲーミング(カジノ)運営事業者は MICS に従った内部統制を整備・運用することが要求されています。内部統制の整備および運用評価にあたっては、業務記述書やフローチャート等の文書を作成することが実務上のスタンダードとなっています。また、一定規模以上のゲーミング(カジノ)運営事業者は、内部統制の状況を記述した文書について独立会計士によるレビュー後、ネバダ州ゲーミングコントロールボードに提出し、ゲーミング委員会の承認を得ることが要求されています。

なお、ネバダ州以外でもゲーミング(カジノ)が合法化されている主要な国や地域では、同様に法令でゲーミング(カジノ)運営事業者が内部統制を整備・運用することが規定されています。

ネバダ州の MICS で規定されている項目は下表のとおりです。

MICS Version 7、発効: 2014 年 10 月 1 日、適用: 2015 年 1 月 1 日

項目	
ビンゴ	Bingo
ケージと与信	Cage and Credit
カードゲーム	Card Games
IT 技術	Information Technology
インタラクティブゲーミング	Interactive Gaming
エンターテインメント	Entertainment
キノ	Keno
パリティュエル方式の賭け	Pari-Mutuel
レースおよびスポーツ	Race and Sports
スロット	Slots
<b>テーブルゲーム</b>	<b>Table Games</b>

下記で詳述します。

出典: ネバダ州ゲーミングコントロールボード Minimum Internal Control Standards より  
 デロイト トーマツ グループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

このうち、テーブルゲームの業務プロセスに関連する内部統制として MICS で規定されている項目は下表のとおりです。

テーブルゲーム	
マーカー・クレジットプレイ	マーカー発行前に必要な事項と上限を超える発行の承認、与信取引の記録、顧客による支払など
ピットにおける小切手の現金化	依頼した顧客の与信情報及び与信力の検証、取引の文書化など
外貨	外貨取引に対する承認、用紙への記入など
コールベット	ゲームにおけるラマーボタン、チップ等の所在、位置、移動など
リムクレジット	リムカードへの記載内容、ラマーボタンの移動、与信残高がゼロとなった際の手続など
フィルおよびクレジットの基準	フィルスリップやクレジットスリップの記載内容、アクセス、移動など
マスマーカーの移動	マーカー移動フォームの記載とマーカーのカジノケージへの移動など
ドロップの基準	シフト終了時のテーブル在庫のカウント及び記録、ドロップボックスの移動など
ソフトカウントの基準	ドロップボックスのカウントの場所、方法、フィルスリップやクレジットスリップとの内容の一致の確認など
鍵の管理	主にドロップボックスの鍵の管理など

出典：ネバダ州ゲーミングコントロールボード Minimum Internal Control Standards より  
 デロイト トーマツ グループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

### Ⅲ. 日本における法規制の整備における論点

日本では、特定の産業の内部統制について詳細に規定するような法規制はこれまで例がありません。「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する基本的な考え方(案)」においてマネーロンダリングの防止等が盛り込まれていることから、日本における法規制の整備においても、『最低限準拠すべき内部統制の基準(MICS)』は重要な論点のひとつになることが想定されます。

本記事に関するより詳しい情報は、以下までお問い合わせください

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

[info-irbg@tohmatu.co.jp](mailto:info-irbg@tohmatu.co.jp)

## 著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー

有限責任監査法人トーマツ パートナー

### 【経歴】

IR ビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IR ビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IR ビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR 等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Limited.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited